

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第1部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.6	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.6 排水口を備える場合、排水口は、規定の大きさ以上でなければならない。	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.101 箇条24 24.101	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 使用者による保守中に充電部への接近を防止するインターロックスイッチは、入力回路に接続してあり、かつ、非意図的な操作ができないように配置していかなければならない。 箇条24 部品 24.101 使用者による保守中において、充電部への接近を防止するインターロックスイッチは、次でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<ul style="list-style-type: none"> － 二次回路に絶縁変圧器を介して給電しない場合は、全極を遮断するもの － JIS C 4526-1:2020に従った完全断路の接点をもつもの 	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.12	<p>第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － IEC 60417の記号5036(2002-10)又は次の趣旨の警告文 <p>危険：高電圧</p> <ul style="list-style-type: none"> － 交換可能なランプをもつ機器には、ランプの形式 － 機器を解体又は破壊しなければ交換できないランプをもつ機器は、次の趣旨の警告文 <p>警告：この機器のランプは、交換できない。ランプの寿命が来たときは、機器を廃棄する。</p> <p>7.12 取扱説明書には、機器が屋内使用専用、又は軒下用若しくは屋外使用に適しているのかを明記しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中に おける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条31	<p>第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条31 耐腐食性</p> <p>塩水噴霧試験の後、この規格に規定する適合性を損なうほどの劣化を起こしてはならない。塗膜は、破れたり又は</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					金属面から浮いたりしてはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.2 箇条7 7.12	<p>第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条6 分類</p> <p>6.1 機器は、感電に対する保護に関して、クラス0I、クラスI又はクラスIIのいずれかでなければならない。</p> <p>6.2 屋外での使用を意図する機器は、IPX4以上でなければならない。</p> <p>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.12 取扱説明書には、機器が屋内使用専用、又は軒下用若しくは屋外使用に適しているのかを明記しなければならない。</p> <p>屋内での使用だけを意図する機器の取扱説明書には、その機器が納屋、きゅう（廐）舎及びこれらと類似の場所での使用には適していないことを記載しなければならない。</p> <p>軒下用又は屋外使用を意図する機器の取扱説明書には、次の趣旨の警告を含めなければならない。</p> <p>警告 ガーデンホースの水を機器に向けると感電の危険が生じるおそれがある。</p> <p>延長コードを用いるときは、延長コードのコンセントを湿気から離し、かつ、コードの損傷を避ける。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<p>機器の取扱説明書には、次の趣旨を含めなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 機器は、子供の手の届かないところに置く。 － 機器は、可燃性蒸気又は爆発性じんあいが存在するような場所で用いない。 	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.7	<p>第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.7 屋外使用を意図する機器及び紫外線を放射するランプをもつ機器の電源コードは、ポリクロロブレン被覆コードで、かつ、オーディナリーコロロブレン若しくはその他の合成エラストマーシース付きコード、又はこれと同等以上の特性でなければならない。</p>	
第七条 第1号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.101 22.104A	<p>第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.101 使用者による保守中に充電部への接近を防止するインターロックスイッチは、入力回路に接続してあり、かつ、非意図的な操作ができないように配置していかなければならない。</p> <p>22.104A 機器は、着脱可能な部分を取り外した状態で充電部に規定する検査プローブBを30 Nの力で当てたとき</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<p>接触しない構造であるか、又は次のいずれかの保護装置を備えていなければならぬ。</p> <p>a) グリッドの周囲にグリルを設け、その内部に人が手を入れたときに、機器の一次側電路を自動的に遮断する装置。</p> <p>b) グリッドの周囲に直径が7 cmの球が貫通することができないグリルを設け、それに人が触れたとき、機器の一次側電路を自動的に遮断する装置。</p> <p>c) グリッドの最下部から10 cm以上、下方に設ける保護網。</p>	
第七条 第2号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.102 22.103 22.104	<p>第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.102 規定する保護装置を備える機器を除き、横棒の形をしたグリッドをもち、変圧器の出力の一端を可触部分に接続する機器は、最下端の棒を接地接続しなければならない。</p> <p>22.103 機器は、使用者による保守中にグリッドに触れたときに、感電の危険がない構造でなければならない。</p> <p>22.104 出力回路の短絡電流は、過大であってはならない。</p>	
第八条	絶縁性能の保	電気用品は、通常の使用状態において受け	<input checked="" type="checkbox"/> 該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	持	るおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.101	箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.101 変圧器は、十分な内部絶縁をもっていなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条30 30.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 グリッドを囲う又は支持する非金属製の部分、及び昆虫を収集することを意図した非金属製トレーは、耐火性をもっていなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 試験中、温度上昇は継続的に監視し、規定する値を超えてはならない。 通気口又は空気シャッタのハンドル又はグリップの温度上昇は規定する値を超えてはならない。 じんあい又は昆虫を収集する表面の温度上昇は、60 Kを超えてはならない。	
第十一条 第一項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとす	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.1 20.2	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る。		箇条22 22.14 箇条23 23.1 箇条25 25.9	は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならぬ。(第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があつてはならない。(第1部の規定による。) 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があつてはならない。(第1部の規定による。) 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。(第1部の規定による。)	
第十一条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.2 箇条21 21.1	箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であつて、かつ、十分な機械的強度をもつてはなければならない。(第1部の規定による。) 箇条21 機械的強度 21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなけれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.11 箇条23 23.3 箇条25 25.22	<p>ばならない。 (第1部の規定による。)</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.11 充電部への接触若しくは湿気、又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。 (第1部の規定による。)</p> <p>箇条23 内部配線</p> <p>23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体 (接地用のものを含む。) に過大な応力が加わってはならない。 (第1部の規定による。)</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。 (第1部の規定による。)</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22	<p>箇条19 異常下における動作</p> <p>19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れなければならない。 (第1部の規定による。)</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.22 機器は、アスベストを含んではならない。 (第1部の規定による。)</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.23 22.41 箇条32 32.1	22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含んだ油を用いてはならない。 (第1部の規定による。) 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。 (第1部の規定による。) 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。 (第1部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32 32.1	第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 全実効放射照度は、規定の値以下でなければならぬ。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.1 箇条22 22.40 22.49	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。 (第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。 (第1部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.50 22.51 22.62	<p>機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	<p>箇条19 異常下における動作</p> <p>19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13 箇条20 20.2	<p>箇条19 異常下における動作</p> <p>19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条20 安定性及び機械的危険</p> <p>20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過電流保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
			箇条22 22.10	起こす引き金となってはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）		
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1 19.11	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.8	しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障が에서는ならない。（第1部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年	■該当 □非該当	箇条7	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		7.14	7.14 IEC 60417の記号5036(2002-10)の高さは、10 mm以上でなければならない。 高電圧に関する警告文の文字の高さは、3 mm以上でなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の五第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条 第2号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	— —		電気冷房機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考え る。
第二十条 第3号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故	□該当 ■非該当	— —		電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考え る。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59:2025

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条 第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。